

令和6年度
荒尾市地域防災計画

関係資料

1. 関係条文及び協定書等
 2. 地区防災計画の作成地区及び概要
 3. その他
- 〈巻末〉用語集

目 次

No	項目	締結機関等	内 容	協定締結日
1	資料1 災害対策基本法関係条文（抜粋）	関係条文等	第15条、第16条、第23条、第42条	
2	資料2 荒尾市防災会議条例		所掌事務及び組織	
3	資料3 荒尾市災害対策本部条例		荒尾市災害対策本部に関し必要な事項	
4	資料4 荒尾市防災会議運営要領		防災会議の議事及び運営	
5	資料5 熊本県都市災害時相互協力に関する協定	熊本県内14市	協定市相互の応援に関する事項	平成20年4月23日
6	資料6 熊本県都市災害時相互応援に関する協定【実施項目】	熊本県内14市	被災市の応急対応および復旧対策	平成20年4月23日
7	資料7 熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	熊本県市長会、町村会	被災市の応急対応および復旧対策	平成15年7月23日
8	資料8 熊本県市町村災害時相互応援に関する協定【実施項目】	熊本県市長会、町村会	協定の実施に関し必要な事項	平成15年7月23日
9	資料9 災害発生時における支援活動に関する協定	熊本県建設業協会荒尾支部	建設機材および資材の確保、応急復旧工事等	平成18年3月29日
10	資料10 災害時における支援に関する協定	荒尾商工会議所	物資の供給および援助	平成21年3月27日
11	資料11 災害時における水道支援活動に関する協定	荒尾市管工事組合	建設機材および資材の確保、応急復旧工事等	平成21年4月27日
12	資料12 災害時における支援に関する協定	南九州コカ・コーラボトリング株式会社	飲料水の優先的な供給、災害対応型自動販売機の機内在庫の飲料水の供給	平成21年10月28日
13	資料13 災害時における支援に関する協定	あらおシティプラン株式会社 荒尾商業開発株式会社	あらおシティモールを緊急避難施設および一時避難施設として使用	平成23年4月14日
14	資料14 荒尾市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	現地情報連絡員（リエゾン）の派遣等	平成23年7月25日
15	資料15 災害時における支援に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	物資供給	平成23年8月11日
16	資料16 災害時における支援に関する協定	南九州ペプシコーラ販売株式会社 (現:サントリービバレッジサービス株式会社)	飲料水の優先的な供給	平成23年8月18日
17	資料17 災害発生時における支援に関する協定	荒尾市建設業協会	建設機材および資材の確保、応急復旧工事等	平成23年8月18日
18	資料18 災害時の支援に関する協定	株式会社九州設備公社 (現:キュウセツAQUA株式会社) キュウセツ荒尾無線クラブ	アマチュア無線を活用した情報伝達、収集	平成25年7月2日
19	資料19 災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	市ホームページの負担軽減、防災情報、緊急情報をヤフーサービス上に掲載	平成25年12月4日
20	資料20 避難所施設利用に関する協定	独立行政法人国立高等専門学校機構 有明工業高等専門学校	避難所施設として一時的な利用	平成26年3月7日
21	資料21 災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定	公益社団法人熊本県トラック協会	災害救援に必要な生活必需品等の輸送業務	平成26年9月29日
22	資料22 非常時等における相互協力に関する協定書	株式会社フレッシュウォーター	水道事業の影響を最小限に留める	平成27年7月14日
23	資料23 有明圏域定住自立圏における災害時の相互応援協定	大牟田市 柳川市 みやま市 長洲町	物資、資機材、車両の提供、職員派遣、施設提供	平成27年10月27日
24	資料24 災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定	社会福祉法人 荒尾市社会福祉協議会	災害ボランティアセンター設置及び運営に関する取り決め	平成28年2月25日
25	資料25 災害時における放送要請に関する協定	株式会社有明ねっこむ	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における放送要請：コミュニケーションFMたん	平成28年7月9日
26	資料26 災害発生時における支援に関する協定の一部変更協定	荒尾市建設業協会	災害発生時における支援活動について詳細を記載	平成28年11月4日
27	資料27 災害発生時における相互協力に関する協定	荒尾市内郵便局	災害時に相互協力し情報提供、広報活動、災害特別事務取扱い及び援護対策等の実施	平成29年8月1日
28	資料28 災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	下水道管路施設の復旧支援協力	平成30年3月16日
29	資料29 災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品の供給・利用及び地図製品の備蓄等	平成30年7月10日
30	資料30 災害発生時における学校施設の受援対応施設利用に関する協定	熊本県立岱岱高等学校	災害発生時において物資等の拠点として学校施設を利用	平成30年10月31日
31	資料31 災害発生時における学校施設の福祉子ども避難所等利用に関する協定	熊本県立荒尾支援学校	災害発生時において福祉子ども避難所として学校施設を利用	平成30年10月31日
32	資料32 避難所運営の応援に関する協定	荒尾市職員退職者会	職員退職者会による避難所運営の応援	平成31年3月26日
33	資料33 見守り活動及び災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合くまもと	見守り活動及び災害時における応急生活物資供給等の協力	令和2年3月23日
34	資料34 災害時における支援に関する協定	オーム乳業株式会社	飲料水等の供給	令和2年12月7日
35	資料35 災害復旧に関する覚書	九州電力送配電株式会社	電力に関する情報提供、復旧作業等の協力	令和2年12月16日
36	資料36 災害時における物資の調達及び供給に関する協定	株式会社グッディ	災害時における物資の調達や供給	令和3年3月3日
37	資料37 災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	災害時における物資の調達や供給	令和3年3月31日
38	資料38 災害発生時における支援活動に関する協定の一部変更協定	熊本県建設業協会荒尾支部	支援活動中における事故対応等について変更	令和3年3月31日
39	資料39 災害発生時における支援活動に関する協定の一部変更協定	荒尾市建設業協会	支援活動中における事故対応等について変更	令和3年3月31日
40	資料40 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	太陽建機レンタル株式会社	災害時におけるレンタル機材の提供	令和4年3月31日
41	資料41 健康増進及び災害時における協力に関する包括連携協定	大塚製薬株式会社	市民の健康・地域の活性化及び災害時における協力	令和5年3月29日
42	資料42 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	災害時における支援物資の受入及び配送	令和5年4月1日
43	資料43 災害時における物資輸送等に関する協定	福山通運株式会社	災害時における物資輸送	令和6年2月1日
44	資料44 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社デベロップ	災害時における避難場所の確保を目的とした移動式宿泊施設等の提供	令和6年2月20日

第1 関係条文及び協定書等

資料1

災害対策基本法関係条文(抜粋)

(都道府県防災会議の組織)

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2. 会長は当該都道府県の知事をもって充てる。
3. 会長は会務を総理する。
4. 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5. 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - (2) 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - (3) 当該都道府県の教育委員会の教育長
 - (4) 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
 - (5) 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから、当該都道府県の知事が任命する者
 - (7) 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者

(市町村防災会議)

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2. ~5. 省略

6. 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

(災害対策本部)

第23条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るために必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

2. 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもって充てる。

3. 災害対策本部に災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。
4. 災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。
5. 都道府県の災害対策本部長は当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村の災害対策本部長は当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
6. 前各号に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

(市町村地域防災計画)

- 第42条 市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し及び毎年市町村地域防災計画に検討を加える必要があると認めるときはこれを修正しなければならない。この場合において当該市町村地域防災計画は防災業務計画、又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。
2. 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
 - (2) 当該市町村の地域にかかる防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練、その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難救助、衛生、その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項
 3. 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見を聞かなければならない。
 4. 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。
 5. 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

荒尾市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、荒尾市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 荒尾市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前項に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33号第1項に規定する水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2. 会長は、市長をもって充てる。
3. 会長は、会務を総理する。
4. 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5. 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
3人以内
 - (2) 熊本県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
2人以内
 - (3) 熊本県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
1人
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
8人以内
 - (5) 教育長
 - (6) 有明広域行政事務組合荒尾消防署長及び消防団長
 - (7) 指定地方公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
4人以内

- (8) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者のうちから市長が委嘱する者
5人以内
 - (9) 自主防災組織（災害対策基本法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を構成するもの又は学識経験のある者のうちから市が委嘱する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者
4人以内
6. 前項の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
 7. 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
2. 専門委員は関係地方行政機関の職員、熊本県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 3. 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（庶務）

- 第5条 防災会議の庶務は、市民環境部くらしいきいき課において処理する。

（議事等）

- 第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、荒尾市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2. 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3. 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2. 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3. 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4. 部長は、部の事務を掌理する。

(庶務)

第4条 災害対策本部の庶務は、市民環境部防災安全課において処理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市防災会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、荒尾市防災会議条例（昭和38年条例第16号）第6条の規定に基づき、荒尾市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が招集する。

2. 防災会議の議長は、会長をもって充てる。
3. 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
4. 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専決処分)

第3条 会長は、防災会議が成立しないとき、又は防災会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、防災会議が処理すべき事務を専決処分することができる。

2. 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(会議録)

第4条 会長は、職員をして次に掲げる事項を記載した会議録を作成させ、保管しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) 会議の経過
- (5) 議決事項
- (6) その他の参考事項

この要領は、昭和39年7月7日から施行する。

資料5
熊本県都市
平成20年4月23日締結

熊本県都市災害時相互応援に関する協定

熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、天草市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市及び合志市（以下「協定市」という。）は、協定市のいずれかがその市域において災害による被害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害による被害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害若しくは同法第172条第1項に規定する緊急対処事態に係る被害をいう。）を受け、当該被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、他の協定市が友愛的精神に基づき行う応援（以下「応援」という。）に関する事項を定め、もって被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するための協定を次のとおり締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に被災市から要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 応援を要請した被災市は、後日、必要事項を記載した文章を速やかに応援を要請した協定市に送付しなければならない。

(応援の実施)

第3条 応援を要請された協定市は、極力これに応じて応援活動に努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援活動の指揮)

第4条 被災市における各種応援活動の実施については、被災市の市長が指揮するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として別途定める協定実施細目により負担するものとする。

(連絡担当部局)

第6条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

(権限の委任)

第8条 この協定のそれぞれの市は、熊本県市長会が熊本県町村会と締結する災害時相互応援に関する協定について、その権限を熊本県市長会会長に委任するものとする。

(効力発生の日)

第9条 この協定は、平成20年4月23日からその効力を生ずる。

(協定の廃止)

第10条 熊本県11市災害時相互応援に関する協定（平成14年9月30日締結）は、前項の日をもって廃止する。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書14通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

熊本県都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この協定実施細目は、熊本県都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(救援物資等の経費の負担等)

第2条 協定第1条第1号から第3号までに規定する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援を要請された市（以下「応援市」という。）の負担とする。

- (1) 協定第1条第1号及び第2号に規定する応援に要する経費については、購入費及び輸送費
- (2) 協定第1条第3号に規定する応援に要する経費については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(応援職員の派遣等に要する経費の負担)

第3条 協定第1条第4号に規定する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）に関する旅費及び諸手当は、応援市の職員について適用される条例等の規定に基づき算出される範囲内の額を応援要請市が負担する。
- (2) 応援職員が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が、応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費負担等については、応援要請市と応援市が協議して決める。

(経費の請求)

第4条 前2条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長にあてて行うものとする。

(自主応援活動に要する経費の負担)

第5条 協定第3条第2号に規定する自主応援活動に要する経費については、応援市が負担する。

(応援職員)

- 第6条 応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにする。
- 2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行する。
 - 3 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他便宜を供与する。

(その他の応援)

第7条 協定第1条第5号に掲げる応援業務については、応援要請市と応援市が協議して行う。

(連絡担当部局)

第8条 協定第6条の規定に基づく連絡担当部局の課名、担当責任者及びその代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項は、熊本県都市防災連絡協議会の当該年度開催市がとりまとめるものとする。

(効力発生の日)

第9条 この協定実施細目は、平成20年4月23日から効力を生じる。

(協定実施細目の廃止)

第10条 熊本県11市災害時相互応援に関する協定実施細目（平成14年9月30日締結）は、前項の日をもって廃止する。

(協議)

第11条 この協定実施細目により難い事項及び定めのない事項については、協定に係る市がその都度協議して定める。

この協定実施細目の締結を証するため、本書14通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年4月23日

資料 7
熊本県市町村
平成 15 年 7 月 23 日

熊本県市町村災害時相互応援に関する協定

熊本県市長会（以下「甲」という。）と熊本県町村会（（以下「乙」という。）とは、地震等の災害時における甲、乙に所属する市町村相互間の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙に所属する市町村（以下「協定市町村」という。）は、その区域において地震等の災害に被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が単独では十分な応急の復旧対策ができない場合に、友愛精神に基づき相互に応援を行うものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に被災市町村から要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 被災市町村が応援の要請をするときは、次の事項を明らかにし、第7条に規定する連絡担当部局を通して、電話、電信等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 応援を要請した被災市町村は、後日必要事項を記載した文書を速やかに要請先市町村（以下「応募市町村」という。）に対し送付しなければならない。

(応援の実施)

第4条 応募市町村は、前条の要請に応じて応援活動に努めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、通信の途絶等により被災市町村との連絡が取れない場合には、被災市町村以外の協定市町村相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。
- 3 自主応援した市町村は、応援内容等を被市町村に連絡するものとする。
- 4 自主応援した市町村は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災市町村に提供するものとする。

(応援活動の指揮)

第5条 被災市町村における各種応援活動の実施については、被災市町村の長が指揮するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、別途定める協定実施細目により負担するものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

熊本県市町村災害時相互応援に関する協定実施項目

(趣旨)

第1条 この協定実施細目は、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定（平成15年7月23日締結。以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(救援物資等の経費の負担)

第2条 協定第2条第1号から第3号までに規定する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）の負担とし、その他の経費は応援市町村（協定第3条に規定する応援市町村をいう。）の負担とする。

- (1) 協定第2条第1号及び第2号に規定する物資及び資機材の購入費及び輸送費
- (2) 協定第2条第3号に規定する車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(応援職員の派遣等に要する経費の負担)

第3条 協定第2条第4号に規定する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）に関する旅費及び諸手当は、応援市町村の職員について適用される条令等の規定に基づき算定される範囲内の額を応援要請市町村が負担する。
- (2) 応援職員が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は応援市町村の負担とする。
- (3) 応援職員が、応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市町村が、応援要請市町村の往復の途中において生じたものについては応援市町村が賠償の責めを負うものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費負担等については、応援要請市町村と応援市町村が協議して定める。

(経費の請求)

第4条 前2条に定める経費の請求は、応援市町村の長による請求書に関係書類を添付して、協定第7条に規定する連絡担当部局を経由して応援要請市町村の長に行うものとする。

(自主応援活動に要する経費の負担)

第5条 協定第4条第2項に規定する自主応援活動に要する経費については、自主応援した市町村が負担するものとする。

(応援職員)

第6条 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

3 被災市町村は、被害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他便宜を供与するものとする。

(その他の応援)

第7条 協定第2条第5号に掲げる応援については、応援要請市町村と応援市町村が協議して行う。

(協議)

第8条 この協定実施細目により難い事項及び定めのない事項については、協定市町村がその都度協議して定める。

この協定実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年7月23日

資料 9

熊本県建設業協会荒尾支部
平成 18 年 3 月 29 日締結

災害発生時における支援活動に関する協定書

荒尾市に於ける自然災害に対して、熊本県建設業協会荒尾支部会員等からの情報提供及び会員等が保有する資材、機材、技術者等の出動等により、初期の支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、荒尾市(以下「甲」という。)と社団法人熊本県建設業協会荒尾支部(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、荒尾市で災害が発生した初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲に於ける迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

(災害の定義)

第2条 災害対策基本法 2 条第 1 号に掲げる災害をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、第1条の目的を達成する為に、乙の協力が必要と認めたときには、乙に協力を要請する。

- (1) 乙は、甲の要請があった場合、甲に協力する。
- (2) 甲は、乙が災害応援活動を実施するために必要な情報を提供する。
- (3) 甲は、乙に協力要請するに当たり、災害応援活動の緊急性及び協力活動の内容等を勘案して、乙の会員の中から災害応急活動を行う者を指定することができる。
- (4) 甲は、乙に連絡することが不可能な場合は、乙の会員に直接協力要請を行うことが出来るものとする。

(活動の内容)

第4条 乙は、前条の甲の要請により次の活動を行う。

- (1) 現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。
- (2) 災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。
- (3) 応急復旧工事を行う。

2 前項各号の活動は、荒尾市役所職員(以下「職員」という。)の指示に従い、これをう。ただし、災害応急活動の現地に職員がいない場合は、第1条の趣旨に基づき活動を実施する。

(要請の手続き)

第5条 第3条の要請は、乙あてに文書によるものとする。

2 前項によりがたい場合は、口頭で要請できるものとし、要請後速やかに甲は乙に文書で通知する。

(活動の報告)

第6条 乙は、第4条第1項の活動を行った場合には、速やかに甲に報告し、災害応急活動を終了した後に報告書を甲に提出しなければならない。

(活動に伴う費用)

第7条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出動を伴わない支援活動は無償を基本とする。

2 資材、機材、技術者の出動に係わる費用については有償とし、別途精算する。

(活動中の事故対応)

第8条 支援活動は、乙のボランティア活動として行い、事故等については乙の責任において対処する。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とし、有効期間満了日までに双方又は、いずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新したものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

この協定を証するためにこの協定書2通を作成し、甲乙両者記名捺印の上各1通を保有する。

資料 10
荒尾商工会議所
平成 21 年 3 月 27 日締結

災害時における支援に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と荒尾商工会議所（以下「乙」という。）は、災害時における支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙に支援協力を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な気象現象による災害をいう。
- (2) 災害時 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
- (3) 支援 災害時及び日常生活を営む上で必要な援助であり、乙が調達可能な物資の供給及び援助可能な活動をいう。

（連絡窓口）

第3条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては荒尾市市民福祉部くらしいきいき課、乙においては荒尾商工会議所総務課とする。

（協定事項の発効）

第4条 この協定に定める災害時の支援は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（支援の要請及び報告）

第5条 甲は、災害時において支援の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

- 2 前項の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けたときは、甲に対し優先的に支援を行うよう努めるものと

する。

4 乙は、支援を実施したときは、その支援終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(物資等の引渡し)

第6条 物資等の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により、物資等を運搬する車両を優先車両として運行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担及び支払)

第7条 第5条の規定により、乙が実施した支援にかかる費用は、甲が負担するものとし、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準として、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資等の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

資料 1 1
荒尾市管工事協同組合
平成 21 年 4 月 27 日締結

災害発生時における水道支援活動に関する協定書

荒尾市における自然災害その他の災害に対して、荒尾市管工事協同組合員等からの情報提供及び組合員等が保有する資材、機材、技術者等の出動等により、初期の支援活動を迅速かつ円滑に実施するため、荒尾市水道局（以下「甲」という。）と荒尾市管工事協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民のライフラインである水道事業の役割と責任の重大性の共通認識に立ち、災害が発生した初期段階において、乙に所属する組合員等の情報提供や保有する機材、技術者等の出動による支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うこととする。

（災害の定義）

第2条 災害とは、災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成する為に、乙の協力が必要と認めたときには、乙に協力を要請することができる。

- (1) 乙は、甲の要請があった場合、甲に協力する。
- (2) 甲は、乙が災害応援活動を実施するために必要な情報を提供する。
- (3) 甲は、乙に協力要請するに当たり、災害応援活動の緊急性及び協力活動内容等を勘案して、乙の組員の中から災害応急活動を行う者を指定することができる。
- (4) 甲は、乙に連絡することが不可能な場合は、乙の組合員に直接協力要請を行うことができるものとする。

（活動の内容）

第4条 乙は、前条の甲の要請により次の活動を行う。

- (1) 現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。
- (2) 災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。
- (3) 応急復旧工事を行う。

2 前項各号の活動は、荒尾市水道局職員（以下「職員」という。）の指示に従い、これを行なう。ただし、災害応急活動の現地に職員がない場合は、第1条の趣旨に基づき活動を実施する。

(要請の手続)

- 第5条 第3条の要請は、乙あてに文書によるものとする。
- 2 前項によることが困難なときは、口頭又は電話等により協力を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。
 - 3 乙は、甲から要請を受けたときは、優先して災害応急活動に協力するものとする。

(体制の確立)

- 第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに対処するため、事前に応急活動時の組織・動員体制を確立し、甲に通知するものとする。

(活動の報告)

- 第7条 乙は、第4条第1項の活動を行った場合には、速やかに甲に報告し、災害応急活動を終了した後に報告書を甲に提出しなければならない。

(活動に伴う費用)

- 第8条 この協定に基づく支援内容のうち、情報提供等の出動を伴わない支援活動は無償を基本とする。
- 2 甲の要請に基づき、乙が応急復旧工事を実施した場合に要する経費は、災害時等における宅内給水装置の復旧等所有者の負担に帰すべき経費を除いて有償とし、別途精算する。
 - 3 前項の経費は、乙が応急対策に参加した乙の組合員を集約の上、一括して請求事務を執り行うものとする。

(活動中の事故対応)

- 第9条 支援活動は、乙のボランティア活動として行い、事故等については、乙の責任において対処する。

(損害賠償)

- 第10条 応急復旧工事により、乙が第三者に損害を与えた場合は、甲の責に帰すべき事由により生じたものを除いて、乙が負担するものとする。

(訓練)

- 第11条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとし、乙はこれに積極的に参加するものとする。

(他都市への応援)

- 第12条 他都市に災害が発生した場合において、他都市へ応援するときは、甲乙協議のうえ実施するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間満了日までに双方又は、いずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新したものとし、以後この例による。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各その1通を保有する。

災害時における支援に関する協定書

荒尾市（以下「甲」という。）と南九州コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において乙が甲に支援協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な気象現象による災害をいう。
- (2) 災害時 災害が発生し、又はそのおそれがある場合をいう。

（支援の内容）

第3条 この協定に定める災害時の支援内容は、災害時において、乙が調達可能な飲料水の供給とし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乙は、甲に対し、甲の管内に所在する乙の営業所の流通倉庫から飲料水の優先的な供給を行う。ただし、この場合の飲料水は、有償にて供給する。
- (2) 乙は、甲の管内に設置した乙の災害対応型自動販売機の機内在庫の飲料水を甲に無償で供給する。
- (3) 乙は、速やかにフォローワーク体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通、停電等によりその供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じるものとする。

（連絡窓口）

第4条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲の市民福祉部くらしいきいき課及び乙の荒尾営業所とする。

（協定事項の発効）

第5条 この協定に定める災害時の支援は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(支援の要請及び報告)

第6条 甲は、災害時において支援の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

- 2 前項の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
- 3 乙は、支援を実施したときは、その支援終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(飲料水の引渡し)

第7条 飲料水の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運搬手段によって運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により飲料水を運搬する車両を優先車両として運行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担及び支払)

第8条 第3条第1号の規定により、乙が実施した支援に係る費用は、甲が負担するものとし、乙の適切な請求により、甲が支払うものとする。

- 2 前項に規定する費用に係る飲料水の価格及び代金の支払方法については、甲乙協議の上決定する。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び飲料水の供給についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対し、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

資料1 3

荒尾シティプラン株式会社／荒尾商業開発株式会社
平成23年4月14日締結

災害時における支援に関する協定

荒尾市（以下「甲」という。）と荒尾シティプラン株式会社（以下「乙」という。）、荒尾商業開発株式会社（以下「丙」という。）は、荒尾市内において大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）における支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時において甲が乙、丙に支援協力を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする大規模災害とは、地震、風水害、武力攻撃その他の原因により甚大な被害を及ぼす災害とする。

（支援の範囲及び緊急避難場所指定）

第3条 乙、丙が所有又は管理する土地及び施設を緊急避難施設として災害関係車両及び一般車両の駐車場並びに市民の一時的避難施設として甲に使用させるものとする。

2 甲が使用する施設は、原則として駐車場及び施設内の多目的ホールとする。ただし、災害の規模及び市民の避難状況によっては、甲、乙、丙協議のうえ、他の施設についても、乙、丙は、甲に対し支援するものとする。

3 甲は、次に掲げる施設を緊急避難場所として指定するものとする。

（1）施設名称 あらおシティモール

（2）所在地 熊本県荒尾市緑ヶ丘1丁目1番地1

（支援の要請）

第4条 甲は、大規模災害時において支援の必要があると認めるときは、乙、丙に対し、前条に掲げる緊急避難場所となる駐車場の一部及び施設の一部を一時避難施設として使用することを要請することができる。ただし、乙、丙が被災したときはこの限りではない。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。